

おやまこどもプラン

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

令和7年3月
小山市

第3章

施策の展開



第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業 の「量の見込み」と「確保方策」

(第3次小山市子ども・子育て支援事業計画)

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされています。

その計画内では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及びそれに対応する「提供体制の確保の方策とその実施時期(以下「確保方策」という。)」について定めることとなっていることから、ニーズ調査の結果等を踏まえ、今後5年間(令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)の「量の見込み」と「確保方策」を次のとおり設定します。

1 区域の設定

子ども・子育て支援法により、市町村は地理的条件や人口、交通事情、その他の社会条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、区域ごとの量の見込みを算出するとともに、事業内容や実施時期を示すことが義務付けられています。

利用者の視点に立ち、小山市の人口規模・地域特性や教育・保育を提供するための施設の整備状況を勘案し、第2次計画と同様に小山市全体を1つの区域として設定します。

2 教育・保育における量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育認定

子ども・子育て支援法、その他関係法令に基づき、保育園(所)や認定こども園、幼稚園等を利用するにあたっては、保育の必要性の有無に応じて認定を受ける必要があります。認定には、1号認定から3号認定までの区分があり、その区分に応じて利用施設等が決められています。

1号認定は、3歳以上で認定こども園(教育部分)や幼稚園の利用者、2・3号認定は、就労等の理由から家庭内保育ができない保育園(所)や認定こども園(保育部分)の利用者となり、3歳以上と3歳未満とで区分されます。

保育の必要性の認定については、保護者の申請を受けた市町村が、子ども・子育て支援法等に基づき、事務処理を行うこととなります。

	1号認定	2号認定	3号認定
年齢の区分	3～5歳		0～2歳
保育の必要性	なし	あり	
利用対象施設・事業	認定こども園 幼稚園	保育園(所) 認定こども園 地域型保育事業	

コメントの追加 [元中1]: 満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴うもの。

(2) 教育・保育における量の見込みと確保方策

① 1号認定(3~5歳)

教育を必要とする3~5歳児を認定こども園(教育部分)、幼稚園において受け入れ、教育を実施します。

【量(利用児童数)の見込みの算出根拠】

・教育認定申込児童数のうち1号認定児の割合を参考に算出しました。

(単位:人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	1,242	1,117	1,001	927	877
確保方策	1,270	1,142	1,024	948	897
特定教育・保育施設	1,165	1,047	939	870	823
確認を受けない幼稚園	77	70	62	57	54
幼稚園及び預かり保育	28	25	23	21	20
確保方策-量の見込み	28	25	23	21	20

②2号認定(3~5歳)

保育を必要とする3~5歳児を保育園(所)、認定こども園(保育部分)において受け入れ、保育を実施します。

【量(利用児童数)の見込みの算出根拠】

・教育認定申込児童数のうち新2号認定児の割合を参考に算出しました。

・過去5年間における、3歳以上児申込児童数の平均伸び率を参考に算出しました。

(単位:人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	2,392	2,311	2,236	2,238	2,287
教育利用希望の強い2号	283	254	229	212	200
その他	2,109	2,057	2,007	2,026	2,087
確保方策					
特定教育・保育施設	2,405	2,369	2,336	2,311	2,290
地域型保育事業	0	0	0	0	0
確保方策-量の見込み	13	58	100	73	3

コメントの追加 [元中2]: 満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴うもの。

③3号認定(0歳)

保育を必要とする0歳児を保育園(所)、認定こども園(保育部分)において受け入れ、保育を実施します。

【量(利用児童数)の見込みの算出根拠】

・過去5年間における、0歳児申込児童数の平均伸び率を参考に算出しました。

(単位:人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	348	357	364	374	382
確保方策					
特定教育・保育施設	357	370	380	390	400
地域型保育事業	0	0	0	0	0
確保方策-量の見込み	9	13	16	16	18

コメントの追加 [元中3]: 記載漏れ。

④3号認定(1歳)

保育を必要とする1歳児を保育園(所)、認定こども園(保育部分)において受け入れ、保育を実施します。

【量(利用児童数)の見込みの算出根拠】

・過去5年間における、1歳児申込児童数の平均伸び率を参考に算出しました。

(単位:人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	628	681	699	715	734
確保方策					
特定教育・保育施設	588	646	659	683	709
地域型保育事業	0	0	0	0	0
確保方策-量の見込み	△40	△35	△40	△32	△25

コメントの追加 [元中4]: 記載漏れ。

⑤3号認定(2歳)

保育を必要とする2歳児を保育園(所)、認定こども園(保育部分)において受け入れ、保育を実施します。

【量(利用児童数)の見込みの算出根拠】

・過去5年間における、2歳児申込児童数の平均伸び率を参考に算出しました。

(単位:人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	666	657	711	729	745
確保方策					
特定教育・保育施設	625	624	671	697	721
地域型保育事業	0	0	0	0	0
確保方策-量の見込み	△41	△33	△40	△32	△24

コメントの追加 [元中5]: 記載漏れ。

3 地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策

①利用者支援事業

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

- ・基本型として、子育て支援相談室ほほえみ・外国人ふれあい子育てサロンで情報の提供や相談を実施しています。
- ・こども家庭センター型として、母子保健の「母子健康包括支援センター」と児童福祉の「子ども家庭総合支援拠点」とのそれぞれの機能を統合した相談支援窓口「こども家庭センター」を設置しています。

(単位:か所)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	3	9	9	9	9
確保方策	3	9	9	9	9
基本型	2	2	2	2	2
地域子育て相談機関	0	6	6	6	6
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

②時間外保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日の利用時間を超えて、保育園(所)・認定こども園において保育を実施する事業です。

【量の見込み】

・ニーズ調査の結果に基づき算出しました。

(単位:人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	2,065	2,026	1,997	1,982	1,984
確保方策	3,312	3,312	3,312	3,312	3,312
施設数(か所数)	42	42	42	42	42
確保方策-量の見込み	1,247	1,286	1,315	1,330	1,328

③放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ等)

小学校に就学しており、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込み】

- ・1年生:過去2年度間の入所率(1年学童入所数/全1年生総数)の伸び率平均から、当該年度の前年度の入所率を掛けた入所予測率から1年生の入所数を決定しました。
- ・2から6年生:過去4年度間の進級時の平均入所率(例R3年3年生数/R2年2年生数)から次年度の入所者数を予測しました。

(単位:人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
量の見込み	低学年	1,720	1,820	1,900	1,970	2,000
	高学年	550	610	640	660	710
	合計	2,270	2,430	2,540	2,630	2,710
確保方策	2,270	2,430	2,540	2,630	2,710	
施設数(館)	60	60	63	65	67	
確保方策-量の見込み	0	0	0	0	0	

④子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設等において児童を養育する事業です。【短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)】

【量の見込み】

・過去3年間の実績を勘案し、算出しました。

(単位:人日)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	83	83	83	83	83
確保方策	83	83	83	83	83
施設数(か所数)	5	5	5	5	5
確保方策-量の見込み	0	0	0	0	0

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

【量の見込み】

・市人口推計により0歳児の人口を対象者数として算出しました。

(単位:人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	1,107	1,098	1,092	1,086	1,080
確保方策	実施体制:助産師(非常勤特別職)、保健師				

⑥養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込み】

・過去3年間の実績を勘案し、算出しました。

(単位:人日)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	400	400	400	400	400
確保方策	400	400	400	400	400
確保方策-量の見込み	0	0	0	0	0

⑦地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

【量の見込み】

・ニーズ調査の結果に基づき算出しました。

(単位:人日)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	1,750	1,762	1,750	1,739	1,730
確保方策					
施設数(か所数)	7	7	7	7	7

⑧一時預かり事業(幼稚園型)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、幼稚園・認定こども園に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後または長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【量の見込み】

・教育認定児童の利用者数の減少率を計算し、令和5年度数値を基準に各年度減少していくと見込んで算出しました。

(単位:人日)

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	1号による利用	14,981	14,676	14,370	14,064	13,758
	2号による利用	36,326	35,584	34,843	34,102	33,360
	合計	51,307	50,260	49,213	48,166	47,118
確保方策		51,307	50,260	49,213	48,166	47,118
確保方策-量の見込み		0	0	0	0	0

⑨一時預かり事業(幼稚園型を除く)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、乳幼児について、主として昼間において、保育園(所)、認定こども園、その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【量の見込み】

・ニーズ調査の結果に基づき算出しました。

(単位:人日)

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み		35,785	35,245	34,786	34,539	34,532
確保方策		35,330	35,330	35,330	35,330	35,330
一時預かり事業 (保育園(所)等)		33,650	33,650	33,650	33,650	33,650
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化型事業を除く)		1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
施設数(か所数)		30	30	30	30	30
一時預かり事業 (保育園(所)等)						

⑩病児保育事業

保育を必要とする乳児・幼児、または保護者の労働もしくは疾病、その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった、小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育園(所)、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う事業です。

【量の見込み】

・家庭類型別児童数に利用意向を乗じて算出しました。

(単位:人日)

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み		715	701	691	686	687
確保方策		2,750	2,750	2,750	2,750	2,750
病児保育事業		2,610	2,610	2,610	2,610	2,610
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化型事業)		140	140	140	140	140
施設数(か所数)		18	18	18	18	18
病児・病後児対応型		3	3	3	3	3
体調不良時対応型		15	15	15	15	15

⑪ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等のこどもを持つ保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込み】

・過去3年間の実績を勘案し、算出しました。

(単位:人日)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
確保方策	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
確保方策-量の見込み	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800

⑫妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込み】

・令和5年度の対象者数に、推計人口データにおける0歳児人口の減少率、及び平均受診回数を乗じて算出しました。

(単位:人回)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	13,392	13,284	13,200	13,140	13,068
確保方策	実施場所:栃木県内外医療機関及び助産所 実施体制:医療機関委託				

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。必要に応じ実施を検討します。

⑭子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

【量の見込み】

・令和6年度の訪問予定に基づき算出しました。

(単位:人日)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	120	120	120	120	120
確保方策	120	120	120	120	120
確保方策-量の見込み	0	0	0	0	0

⑤児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図るための事業です。

【量の見込み】

・令和6年度の定員数に基づき算出しました。

(単位:人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	30	30	30	30	30
確保方策	30	30	30	30	30
確保方策-量の見込み	0	0	0	0	0

⑥親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るための事業です。

【量の見込み】

・対象世帯数を全児童数で除した値に、推計児童数を乗じて算出しました。

(単位:人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10
確保方策-量の見込み	0	0	0	0	0

⑦妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談やその他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行う他、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談、その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

・令和5年度の妊娠届出数に、推計人口データにおける0歳児人口の減少率を乗じて算出しました。

(単位:回)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	妊娠届出数	〃	〃	〃	〃
	1,028	1,019	1,013	1,008	1,003
	1組当たり面談回数	〃	〃	〃	〃
	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6
	面談実施回数	〃	〃	〃	〃
	3,701	3,668	3,647	3,629	3,611
確保方策					
こども家庭センター	3,701	3,668	3,647	3,629	3,611

⑧乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用可能な事業です。地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

コメントの追加 [元中6]: 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について追記

【量の見込み】

・対象年齢の未就園児数に月一定時間を乗じた値から定員1人あたりの受入可能時間数を除して算出しました。

(単位:人日)

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	0歳児	22	22	22	22	22
	1歳児	26	26	26	26	26
	2歳児	23	19	19	19	19
確保方策	0歳児	2	22	22	22	22
	1歳児	2	26	26	26	26
	2歳児	2	19	19	19	19

⑨産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【量の見込み】

・推計産婦数に、利用見込み産婦数から全産婦数を除した値、及び平均利用日数を乗じて算出しました。

(単位:人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	498	556	615	673	734
確保方策	498	556	615	673	734
確保方策-量の見込み	0	0	0	0	0

事務連絡
令和7年9月29日

各
〔
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市
〕
保育主管部局（課） 御中

こども家庭庁成育局保育政策課

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う留意事項について

子ども・子育て支援の推進につきましては、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）については、本年4月25日に公布され、満三歳以上限定小規模保育事業（改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。）第6条の3第10項第3号に掲げる事業をいう。以下同じ。）に係る部分については、改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和8年4月1日。以下「第3号施行日」という。）から施行することとされているところです。

つきましては、下記のとおり、改正法の一部の施行による満三歳以上限定小規模保育事業の創設に向けて、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）において留意していただきたい事項をお示ししますので、その内容を十分御了知いただくとともに、都道府県におかれては、管内の指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く市町村に対して遺漏なく周知いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 市町村が条例で定める基準に関する経過措置

1 市町村が条例で定める基準の改正の必要性

満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、各市町村においては、新児童福祉法第34条の16第1項の条例で定める基準に満三歳以上限定小規模保育事業に関する内容を含めるとともに、改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「新子ども・子育て支援法」という。）第46条第2項の条例で定める基準に満三歳以上限定小規模保育（新子ども・子育て支援法第7条第7項第2号に規定する満三歳以上限定小規模保育をいう。以下同じ。）に関する内容を含めることが必要であること。

2 経過措置の内容及び適用に当たっての留意事項

改正法附則第3条第4項及び第6条第3項では、次の経過措置を定めている。このため、第3号施行日から起算して1年を経過する日までの間については、1に記載の市町村が条例で定める基準の改正を要しないこと。

- ・ 満三歳以上限定小規模保育事業に係る新児童福祉法第34条の16第2項の内閣府令で定める基準は、第3号施行日から起算して1年を経過する日（その日より前に満三歳以上限定小規模保育事業に係る同条第1項の条例が制定された市町村にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、満三歳以上限定小規模保育事業に係る同条第2項の条例で定められた基準とみなすこと。
- ・ 満三歳以上限定小規模保育に係る新子ども・子育て支援法第46条第3項の内閣府令で定める基準は、第3号施行日から起算して1年を経過する日（その日より前に満三歳以上限定小規模保育に係る同条第2項の条例が制定された市町村にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、満三歳以上限定小規模保育に係る同条第2項の条例で定められた基準とみなすこと。

なお、本経過措置の適用は条例で定める日までの間とされており、当該条例で定める日の取扱いについては、満三歳以上限定小規模保育事業及び満三歳以上限定小規模保育に関する内容を既存の条例に含める方法で対応する場合には、当該既存の条例の一部を改正する条例において特定日を定めることや、当該一部を改正する条例の施行の日の前日を条例で定める日として取り扱うことなどが考えられるところであり、満三歳以上限定小規模保育事業及び満三歳以上限定小規模保育に関して適用される基準を明確にするよう留意すること。

参考：満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う一部改正条例を令和九年四月一日に施行し、同日の前日を改正法附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日とする場合の条文例

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第三条第四項及び第六条第三項の条例で定める日）

第N条 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第三条第四項及び第六条第三項の条例で定める日は、令和九年三月三十一日とする。

第2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画の変更等

1 満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う都道府県子ども・子育て支援事業支援計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画の変更

子ども・子育て支援事業計画（市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下同じ。）及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（同法第62条第1項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。）をいう。以下同じ。）においては、新子ど

も・子育て支援法第 61 条及び第 62 条の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（令和 7 年内閣府告示第 124 号）による改正後の教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年内閣府告示第 159 号）に即して、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 3）」（令和 7 年 9 月 29 日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡別添）を参考に、満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う必要な変更を加えること。

その際、新子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項第 1 号ロにおいては、市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項（必須記載事項）として、「各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子ども（満三歳以上限定小規模保育を利用するものに限る。）の必要利用定員総数」を掲げているとおり、市町村子ども・子育て支援事業計画において、新たに、新子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項第 1 号ロの必要利用定員総数を定める必要があること。

2 代用計画

令和 8 年 4 月 1 日には、満三歳以上限定小規模保育事業の創設のほか、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）による子ども・子育て支援法の改正により、乳児等のための支援給付が創設されるため、都道府県及び市町村において準備を進めていただいているところである。

こうした状況も踏まえ、満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う子ども・子育て支援事業計画の変更については、都道府県及び市町村における事務負担を鑑み、子ども・子育て支援事業計画を変更せず、これに代わる計画（以下「代用計画」という。）に必要な事項を盛り込み、今後、子ども・子育て支援事業計画を見直す場合に、代用計画の内容について、必要な見直しを行った上で、子ども・子育て支援事業計画に満三歳以上限定小規模保育事業に関する事項を盛り込むことを可能とすること。なお、代用計画に関する事項については、別途連絡する。

第 3 その他

1 改正法のうち満三歳以上限定小規模保育事業の創設に関する部分の主な内容

改正法のうち満三歳以上限定小規模保育事業の創設に関する部分の主な内容については、「「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）」（令和 7 年 4 月 25 日付けこども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知）の第 2 の一の 3 及び七を参照されたいこと。

2 政令、内閣府令等の整備

今後、満三歳以上限定小規模保育事業の創設に向けて、順次、政令、内閣府令等の整備を行うことを予定していること。

- 別添 1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件(令和7年内閣府告示第124号)
- 別添 2 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版 ver. 3)(令和7年9月29日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡別添)
- 別添 3 「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について(通知)(令和7年4月25日付けこども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知)

問合せ先

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
E-mail: hoikuseisaku.houreil@cfa.go.jp

参照条文

◆児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）（抄）

附 則

（満三歳以上限定小規模保育事業の認可に関する準備行為等）

第三条 第一条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の児童福祉法（以下「第三号施行日新児童福祉法」という。）第六条の三第十項第三号に掲げる事業（第四項において「満三歳以上限定小規模保育事業」という。）について第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可を受けようとする者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 市町村長（特別区の区長を含む。附則第六条第二項において同じ。）は、前項の規定により認可の申請があった場合には、第三号施行日前においても、第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十五第二項から第五項まで及び第三十四条の十六第二項の規定の例により、当該認可をすることができる。この場合において、第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十五第三項及び第五項中「次条第一項の条例」とあるのは、「次条第二項の内閣府令」と読み替えるものとする。

3 前項の認可は、第三号施行日以後は、第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可とみなす。

4 満三歳以上限定小規模保育事業に係る第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十六第二項の内閣府令で定める基準は、第三号施行日から起算して一年を経過する日（その日より前に満三歳以上限定小規模保育事業に係る同条第一項の条例が制定された市町村（特別区を含む。附則第六条第三項において同じ。）にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、満三歳以上限定小規模保育事業に係る第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十六第一項の条例で定められた基準とみなす。

（満三歳以上限定小規模保育を行う特定地域型保育事業者の確認に関する準備行為等）

第六条 第八条の規定による改正後の子ども・子育て支援法（以下「新子ども・子育て支援法」という。）第七条第七項第二号に規定する満三歳以上限定小規模保育（第三項において「満三歳以上限定小規模保育」という。）について新子ども・子育て支援法第二十九条第一項の確認を受けようとする者は、第三号施行日前においても、新子ども・子育て支援法第四十三条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 市町村長は、前項の規定により確認の申請があった場合には、第三号施行日前においても、新子ども・子育て支援法第四十三条第一項、第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項の規定の例により、利用定員を定め、当該確認をすることができる。この場合において、当該確認は、第三号施行日以後は、新子ども・子育て支援法第二十九条第一項の確認とみなす。

3 満三歳以上限定小規模保育に係る新子ども・子育て支援法第四十六条第三項の内閣府令

で定める基準は、第三号施行日から起算して一年を経過する日（その日より前に満三歳以上限定小規模保育に係る同条第二項の条例が制定された市町村にあつては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、満三歳以上限定小規模保育に係る同条第二項の条例で定められた基準とみなす。

◆子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）【令和8年4月1日施行時点】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの次に掲げる事項

イ 各年度の当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設に係る第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数

ロ 各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども（満三歳以上限定小規模保育を利用するものに限る。）の必要利用定員総数

ハ 各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る第十九条第三号に掲げる小学校就学前子ども（事業所内保育の事業を行う事業所に係る第四十三条第三項に規定する労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもを除く。）の必要利用定員総数

ニ その他各年度の当該教育・保育提供区域における教育・保育の量の見込み

ホ 各年度に当該教育・保育提供区域において実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定乳児等通園支援事業者に係る必要利用定員総数その他の乳児等通園支援の量の見込み並びに当該市町村が実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

四 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

五 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

六 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に

掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
 - 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
 - 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
 - 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。
 - 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
 - 四 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容
 - 五 特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 六 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
 - 七 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
 - 二 教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報（第五十八条第三項の内閣府令で定める事項に限る。）の公表に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

満三歳以上限定小規模保育事業に係るQA【第二版（令和7年10月27日時点）】

※このQAにおける略称の定義は次のとおりである。

- ・児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）…改正法
- ・改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）…新子ども・子育て支援法
- ・新子ども・子育て支援法第7条第7項に規定する満三歳以上限定小規模保育…満三歳以上限定小規模保育
- ・「児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う留意事項について」（令和7年9月29日付け子ども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）…9月29日付け事務連絡
- ・「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における満三歳以上限定小規模保育事業についての代用計画等について」（令和7年10月15日付け子ども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）…10月15日付け事務連絡

番号	質問	回答
1	市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について 市町村子ども・子育て支援事業計画において、満三歳以上限定小規模保育に係る必要利用定員総数を個別に定めず、子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る必要利用定員総数に含めることとする取扱いが可能か。	新子ども・子育て支援法第61条第2項第1号においては、特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分ごとの必要利用定員総数とは別に、特定地域型保育事業所に係る同条第2号に掲げる小学校就学前子ども（満三歳以上限定小規模保育を2号に掲げる小学校就学前子ども（満三歳以上限定小規模保育を2号に掲げる小学校就学前子ども）の必要利用定員総数を掲げていることから、9月29日付け事務連絡においてお示ししたとおり、満三歳以上限定小規模保育に係る必要利用定員総数を個別に定めていただく必要があるものと考えます。 ただし、当分の間、各市町村の判断により、既に市町村子ども・子育て支援事業計画において定められた同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る教育・保育の量の見込みに満三歳以上限定小規模保育に係る必要利用定員総数を含めるとし、教育・保育の量の見込みに係る部分について、市町村子ども・子育て支援事業計画の変更を不要とすることも差し支えありません。
2	例えば、満三歳以上限定小規模保育に係る必要利用定員総数が第三期の期間のうち令和8年度から令和11年度までの間において零であ	新子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、満三歳以上限定小規模保育に係る必要利用定員総数を定めることと

	<p>った場合には、子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る必要利用定員総数に、満三歳以上限定小規模保育に係る必要利用定員総数を追加する必要が無くなり、市町村子ども・子育て支援事業計画の変更は不要となるか。</p>	<p>しているため、9月29日付け事務連絡においてお示したとおり、仮に当該必要利用定員総数が零である場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画において、当該必要利用定員総数を零と定めていただく必要があるものと考えます。</p> <p>ただし、当分の間、各市町村の判断により、既に市町村子ども・子育て支援事業計画において定められた同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る教育・保育の量の見込みに満三歳以上限定小規模保育に係る必要利用定員総数（零）を含めることとし、教育・保育の量の見込みに係る部分について、市町村子ども・子育て支援事業計画の変更を不要とすることも差し支えありません。</p>
3	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画において、満三歳以上限定小規模保育の創設によっても子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る必要利用定員総数が変化しない場合は、都道府県子ども・子育て支援事業計画の変更は不要として良いか。</p>	<p>不要として差し支えありません。</p>
4	<p>こども家庭庁において、満三歳以上限定小規模保育に係る代用計画の様式を示す予定はあるか。</p>	<p>代用計画に関する事項等については、10月15日付け事務連絡においてお示ししているところですが、更に様式をお示しする予定はございません。</p>

事務連絡
令和7年9月16日

各〔都道府県
市区町村〕こども誰でも通園制度主管部局（課）御中

こども家庭庁成育局保育政策課

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について

日頃より子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

「こども誰でも通園制度」については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）により、令和7年4月から児童福祉法（昭和22年法律第164号）において乳児等通園支援事業（同法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）が創設されたほか、改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「新子子法」という。）において、乳児等のための支援給付を創設することとされております。このため、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、乳児等のための支援給付の創設に向けて必要な体制等の整備を進めていただいているところです。

今般、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 2）」（令和6年10月10日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡別添。以下「量の見込み手引」という。）について、別添1及び2のとおり改正案をお示しますので、都道府県及び市町村におかれては、下記についてご対応をお願いいたします。

なお、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）による満三歳以上限定小規模保育事業（同法による改正後の児童福祉法第6条の3第10項第3号に掲げる事業をいう。）の創設に伴う基本指針及び量の見込み手引の改正内容及び留意事項等については別途お示しすることとしております。

記

第1 **こども誰でも通園制度に係る市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定**

1 基本指針の改正内容について

乳児等のための支援給付の創設に伴い、基本指針について次の改正を行い、令和8年4月1日から適用することとしている。

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画関係

- ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。
- ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

(2) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画関係

- ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を追加すること。
- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画と同様に、基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

2 基本指針の改正を踏まえた市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の変更について

1のとおり、乳児等のための支援給付の創設に伴い、市町村子ども・子育て支援事業計画と都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の双方に基本的記載事項（必須記載事項）として新たに位置付けられるものがあることから、市町村及び都道府県においては、次の点に留意した上で、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を変更いただくようお願いする。

市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を変更し、必要な事項を盛り込むことが困難な場合においては、今年度からこども誰でも通園制度を実施している自治体における対応と同様に、代替措置として市町村及び都道府県が策定する計画（以下「代用計画」という。）によることを可能とする。その際、市町村が、市町村子ども・子育て支援事業計画において乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を代用計画により定める場合には、様式（別添4の別添）により、定めていただくようお願いする。なお、代用計画による場合にも、地方版子ども・子育て会議等の意見をあらかじめ聴取していただくようお願いする。

なお、策定した市町村子ども・子育て支援事業計画又は代用計画については、令和8年3月頃に調査を依頼し、取りまとめる予定である。

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画関係

ア 乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期（必須記載事項）

（乳児等通園支援の量の見込み）

- ・ 乳児等通園支援の量の見込みは、量の見込み手引に基づき定めること。（別添2

の P18 参照)

- ・ 乳児等通園支援の量の見込みは、新子法により、対象となる全ての小学校就学前子どもに乳児等通園支援を利用する権利が発生していることを踏まえ、全ての利用希望者が乳児等通園支援を利用できるようなものとする。例えば、待機児童が発生しているため乳児等通園支援の量の見込みを零とするような見込み方はできないこと。
- ・ 令和 8 年度以降の利用可能時間については、国において実施している「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」において議論の上、内閣府令において規定することとなる。乳児等通園支援の量の見込みに当たっては、暫定的に令和 7 年度の利用可能時間である 10 時間を前提にすること。
- ・ なお、令和 8 年度及び令和 9 年度については、内閣府令において経過措置を設けることとしている。10 時間での提供が困難な自治体においては、暫定的に利用可能時間を 3 時間～9 時間の範囲内で設定の上、乳児等通園支援の量の見込みを行うこと。その際、令和 10 年度以降を見据え、令和 8 年度及び令和 9 年度において段階的に利用可能時間を引き上げる等の工夫をして差し支えない。なお、市町村による当該経過措置の適用状況については、国において取りまとめて公表することを予定していること。
- ・ 乳児等通園支援については、市町村の区域を超えた利用が可能な仕組みであることから、市町村の区域に居住する者による他の市町村の区域に所在する乳児等通園支援事業所(乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の利用や、他の市町村の区域に居住する者による利用が見込まれる場合には、乳児等通園支援の量を見込むに当たり、これらの利用を勘案することが考えられること。

(確保方策・実施時期)

- ・ 見込んだ乳児等通園支援の量に対応する提供体制を確保できるよう、必要な確保方策を定めること。
- ・ 確保方策については、地域の実情に応じて検討が必要であり、乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援事業を行う者をいう。以下同じ。)になり得る者に対し、乳児等通園支援事業に関する認可の申請に係る働きかけを行うとともに、一般型乳児等通園支援事業については、保育所、認定こども園、地域型保育事業のみでなく、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所や児童発達支援センターなどの多様な主体に対して働きかけを行うことが考えられること。特に、待機児童が存在する市町村においては、多様な主体への働きかけが重要であること。
- ・ 幼稚園は、満 3 歳以上の児童の教育・保育への接続を踏まえると、有力な受け入れ先であるため、積極的に乳児等通園支援事業の実施を呼びかけること。
- ・ 子どものための教育・保育給付に係る利用定員が充足していない施設又は事業所に対しては、余裕活用型乳児等通園支援事業の実施を積極的に呼びかけること。
- ・ 見込んだ乳児等通園支援の量に対し、十分な提供体制の確保が見込めない場合は、公立の施設又は事業所における乳児等通園支援事業の実施を積極的に検討す

ること。

- ・ 上記の取組を実施してもなお、市町村の区域に所在する施設又は事業所だけでは必要な提供体制の確保が困難な場合は、近隣の市町村と合同で乳児等通園支援事業所を確保し、乳児等通園支援を提供することも考えられること。この場合、あらかじめ、近隣の市町村と協議を行い、確保方策に記載すること。
- ・ また、他の市町村の区域に居住する者による利用が見込まれる場合には、当該利用を勘案して確保方策を定めること。この場合において、市町村は、当該市町村に居住する者が適切に乳児等通園支援を利用することができるよう、優先予約枠の設定（市町村の区域に居住する者が、他の市町村の区域に居住する者よりも先行して予約することを可能とする措置をいう。）等の対応について事業者に対して求めることが考えられる。この優先予約枠の設定については、総合支援システムにおける対応も今後検討予定であること。ただし、市町村には、他の市町村の区域に居住する者の利用を認めない等の権限はないことに留意すること。

イ 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項（必須記載事項）

- ・ 乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、市町村における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること。

(2) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画関係

ア 特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項（必須記載事項）

- ・ 都道府県においては、既に記載されている特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項に加え、特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を検討し、必要な記載を盛り込むこと。
- ・ 一般型乳児等通園支援事業における保育士以外の従事者については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者とされていることを踏まえ、研修の実施に関する事項についても記載するよう努めること。なお、乳児等通園支援事業に係る研修については、現在、国において開発中であること。

イ 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項（必須記載事項）

- ・ 乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、都道府県における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること。

第2 教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続について

乳児等通園支援事業は、満3歳以上の児童を対象としていないことから、幼稚園に対して満3歳児クラスの活用を働きかけることや、満3歳児クラスが無い地域においては、その設置を働きかけること等により教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努めること。

第3 今後のスケジュール

乳児等のための支援給付の創設に向けて市町村及び都道府県において取り組んでいただきたい事項について、次のとおり大まかにお示しするので、参考とすること。

- (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の変更（対象：全市町村・全都道府県）
 - ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく体制の整備等を計画的に進めるため、年内に変更を行うことができるよう努めること。
 - ・ 基本指針の改正は本年9月下旬の告示を予定しているため、市町村及び都道府県は、本年10、11月中に地方版子ども・子育て会議等の意見聴取等の手続を含め対応し、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を変更することができるよう準備を進めること。
- (2) 認可基準条例の制定（対象：全市町村）
 - ・ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に基づき、認可基準条例を遅くとも本年12月の議会において制定すること。
 - ・ なお、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を改正する場合には、本年9月中に案をお示しし、遅くとも本年11月上旬には公布予定であること。
- (3) 経過措置条例（利用可能時間）（対象：経過措置を利用する市町村）
 - ・ 利用可能時間について、内閣府令で定める経過措置を利用する市町村にあつては、令和8年度及び令和9年度における利用可能時間を条例で定めることとすることを予定している。
 - ・ この前提となる内閣府令については本年9月中に案をお示しし、遅くとも本年11月上旬には公布予定であること。
- (4) 運営基準条例の制定（対象：全市町村）
 - ・ 運営基準条例については、改正法の施行に向けた準備行為として確認（新子子法第54条の2第1項の確認をいう。以下同じ。）を行うことを踏まえると、本年12月の議会での制定が必須であること。
 - ・ 運営基準条例の基礎となる、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準については本年9月中に案をお示しし、遅くとも本年11月上旬には公布予定であること。
- (5) 各種規則の制定（対象：全市町村）
 - ・ 行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく審査基準等の各種規則については、令和8年1月から3月までの期間に改正法の施行に向けた準備行為として、確認、乳児等支援給付認定（新子子法第30条の15第1項の認定をいう。以下同じ。）

等を行うことを前提に、年内に準備を進めること。

(6) 実務の検討等（対象：全市町村）

- ・ 令和8年1月から3月までの期間に、令和8年度に向けて認可、確認、乳児等支援給付認定等を行うことを前提に、実務面の検討を進めること。
- ・ 合わせて、管内の事業者への説明会の実施や、対象となる家庭への周知・広報、こども誰でも通園制度総合支援システムの利用申請、給付化に当たっての予算措置についても検討を進めること。
- ・ その参考として、参考実務フロー及び参考様式を本年9月以降順次お示しする予定であること。

第4 都道府県における市町村の進捗管理

都道府県は、別途依頼する「こども誰でも通園制度市町村準備状況確認票」において、管内市町村の準備の状況を管理するとともに、こども家庭庁に対し、毎月月末時点の管内市町村の準備状況について報告すること。その上で、こども家庭庁から、全市町村の準備の状況を定期的に共有することを予定していること。

別添1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（案）

別添2 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 3）（案）

別添3 本格実施に向けたスケジュール案

別添4 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の「量の見込み」及び「確保方策」代用計画について（依頼）

問合せ先

こども家庭庁成育局保育政策課

企画法令第一係・地域支援係

E-mail : hoikuseisaku.newkyuufu@cfa.go.jp